

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。


期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

所属長加算の権限が 長中局長には無い？ 国会答弁はウソか！

未来


 郵政産業ユニオン
PIWU
 全労協・郵政産業労働者
 ユニオン長崎中郵支部
 機関紙・「みらい」
 NO. 3637
 16年3月18日(金)
 ・Fax 095-828-1953

おはようございます。
 郵政ユニオンは、今春闘での要求書への回答を16日に設定していましたが、しかし16日に回答は出ず、昨日夕方から再度の交渉を行いました。
 昨日の本部交渉については、情報が確定次第順次お知らせをいたします。

さて今春闘では「目に見える春闘を行おう」との行動方針のもと、長崎中央局支部でも「時給制期間雇用社員の所属長権限で加算できる賃金引上げ要求」を提出し交渉を行ってきました。長崎地区では以前より西彼杵局が、独自の基本給への加算を行っていることもあり、同じ地域であり西彼杵局でできて長中局で出来ないことは無いと訴え、加算を求めました。

要求に対して16日と17日に回答がありました。この中で長中局は「単局で個別にアップすることは困難である。賃金設定については募集環境であるとか、会社（長中局ではない）の現状、他局との兼ね合いなどを複合的に判断していくものであり、当然支社の判断を仰ぎながら決定していくべきものであるため、そのようなことを含めて権限外事項である」と回答して

います。（交渉時の心算については枠内を参照してください）

支部は、この「権限は支社が持っているので、長中局では回答ができない」という回答は、到底受け入れることはできません。

なぜならば、時給制期間雇用社員の基本賃金について、基本給は、法定賃金・基本給と加算額等の合計に加え、所属長権限により募集環境を考慮して加算する事ができると「期間雇用社員給与規定40条3（2）項」により示されています。

また3月10日の衆議院総務委員会の中で、参考人として出席した勝野成治日本郵政株式会社専務執行役も「基本的に、時給制の契約社員の単価設定は、採用時に所属長がその当該地域における募集環境等を考慮して決定す



る」ということになったと答弁しています。「給与規定」に規定されぬ

会で専務執行役が答弁した「時給制契約社員への加算権限がなぜ長崎中央局長になのでしょうか？支部では本部に対して本社に確認を求めています。国会答弁が嘘でないことを願っています。

尚、長中局支部ではこの回答が誠実な回答とは受け取れないとして、長崎中央郵便局で期間雇用社員を含めストライキに入るといふ決意を固めました。

長崎中央郵便局に勤務する期間雇用社員の賃金引上げ要求に対する回答 （3月16・17日）

局）長崎中央局長の権限外。
 単局で個別にアップすることは困難である。賃金設定については募集環境であるとか、会社（長中局ではない）の現状、他局との兼ね合いなどを複合的に判断していくものであり、当然支社の判断を仰ぎながら決定していくべきものであるため、そのようなことを含めて権限外事項である。

組合）西彼杵局が（単局で）出来て長中局で出来ない理由はなにか。

局）他局は分からない。
 組合）長中局長が権限外と言うならば、支社が長中局の所属長権限での加算について権限を持っているということか。

局）そうではない。
 組合）ならば、交渉・要求するところはどこか確認したい。

局）長中局に出してほしい。
 組合）権限のない所に出しても意味がない。長中局に出しても権限外と回答するだけだろう。長中局に権限がないと言うなら権限はどこにあるのか。権限を持つところに同じ要求書を提出する。

回答）権限は支社が持っているので、長中局では回答ができない。
 組合）ならば今後（長中局の独自加算について）賃上げ要求は支社に行っているのか。

回答）そうなります。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。